

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者（調理師法附則第 3 項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験の日時

平成 20 年 9 月 5 日（金）午前 9 時 30 分から正午まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目 220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町 2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目 160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学
(5) 食品学 (6) 食品衛生学 (7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局（以下「生活環境局」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第 3 項第 7 号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終った者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前 6 月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成 20 年 6 月 30 日（月）から同年 7 月 11 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成 20 年 7 月 11 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100 円

(2) 納入方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成20年9月26日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成20年9月26日付けで通知する。

8 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目 220	(0857-26-7185)
東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目 176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町 2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市糀町一丁目 160	(0859-31-9321)